

1 1 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月19日（火）午前10時～10時37分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二
・・・（17人）
4. 欠席委員 大草 知子（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

第3 報告事項
報告第1号 許可申請取下申出について
報告第2号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、11月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。
欠席は1名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項23件及び報告事項2件となります。
本日の議事日程ですが、議案第6号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案第6号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中17人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
小野地区の野村委員、西岐波地区の村田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙となります。本件について、事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業振興地域整備計画変更の必要が生じた場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされていることによるものです。
具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。
以上です。

議長： それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。
最初に職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課： 農業振興課 主幹の富田宜孝と申します。
農業振興課 農地活用担い手係の係長、山根康範です。
本件について、富田から説明します。
議案書別冊の議案第6号の依頼文の次の1ページをお開きください。
農業振興地域整備計画の変更について概要を表にしたものです。
最初に表の左側、番号1から18までの編入について説明します。
編入というのは農振農用地区域ではなかった農地を農用地区域にすることです。また除外というのは農振農用地区域から農用地区域でない農地とすることです。よく「農振から外す」というのは、除外するということです。
1ページから3ページまで18番までであるのは地権者の人数(18人)となります。
申請地は、大字吉見字石仏1814番 他34筆で面積の合計は26,689㎡、変更後の用途は、全て中山間地域等直接支払制度に参加するための農用地区域への編入となります。
議案書5ページは位置図です。
丸で囲んであるところが申請地で、一番北の字不動とあるのが大字万倉で2筆、南に行って字東野中、千本川、小路、石仏、片山とありますが、大字吉見で、JR厚東駅の西側の国道2号線の南から下岡にかけての合計32筆、一番南の字通り道とあるのが大字棚井で1筆となります。
議案書6ページから11ページは付近見取図です。
議案書12ページから17ページは分間図です。色が塗ってある農地が申請地です。
議案書18ページから24ページは現地の写真です。
概ね作付等の管理がされていますが、一部耕作放棄地があります。これは中山間地域等直接支払制度に参加するための農用地区域への編入ですので、今後は適正に管理されるものです。
編入にあたり地権者全員の同意書、また山口県農業協同組合からは「意見無し」旨の意見書が提出されています。

編入35筆26, 689㎡についての説明は以上です。

次に議案書別冊の議案第6号の4ページにお戻りください。

番号19 吉見です。

申請地は大字吉見字後春日556番1で地目は畑、面積は836㎡です。

事業実施者は、申請地の西側隣接地に住所を有する農業者個人です。

変更後の用途は農業後継者の農家用住宅の敷地とするものです。

議案書25ページは位置図です。

申請地は、JR厚東駅から北北東に約650mに位置します。

次に26ページをお開きください。付近見取図です。

申請地の団地規模は申請地と西側に隣接する農地のみで孤立農地です。

周辺の状況は、北側は宅地、東側は道路を挟んで宅地、南側は宅地、西側は一部農地、一部宅地となっています。

27ページは分間図、28ページは事業計画書、29ページは土地利用計画図です。

事業実施者は農業者であり、将来は農地を子供に継承する予定です。

申請地を選択した理由としては、自宅に隣接しており最適であること、事業計画の規模に適した面積であることとされています。

30ページは工事の工程表です。

工事の工程については、着工は許可後、工事の完了は5.5か月後の予定です。

31ページは被害防除計画書です。

計画では、盛土等の造成はなく整地のみ。建屋の高さは6.6m。雨水は自然流下、自然浸透。汚水は合併浄化槽から農業用水路以外の河川・水路へとされています。

32ページが現状の写真です。

申請地は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農地ではありません。山口県農業協同組合からは「意見無し」旨の意見書が提出されています。また、隣接農地所有者は申請者本人ですが、同意書が提出されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： 本件について、質問や意見等ございますか。

村田委員： 西岐波地区においては、あまりこういった変更とかいうのはないのですが、農用地区域への編入というのは、こういった目的でこれをやられるものなのか、お訊ねしたいと思います。

河村委員： はい。吉見の編入については、殆ど私たちが管理している農地ですので説明いたします。申請地は現在、水稻の栽培をしており、今後も継続していくつもりです。地権者と将来に向けての話をする中で、今後も水稻栽培を続けていくのであれば、農用地に編入して中山間地域等直接支払制度に参加したほうが有効ではないかとの話になり申請されたものです。

村田委員： ありがとうございます。

議 長： それでは採決に入ります。
議案第 6 号の農業振興地域整備計画の変更について、意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成でございますので、議案第 6 号の農業振興地域整備計画の変更については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の冨田さん、ありがとうございました。以上で議案第 6 号の審議は終わりますので退室をお願いします。

（農業振興課退出 10：15）

議 長： 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は 1 ページの東岐波地区の議案、31 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の 1 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、31 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は 3 ページ、5 ページの西岐波地区の議案、32 番、33 番について説明します。2 件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の 2 件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の 2 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、32番、33番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの楠地区の議案、34番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

壱岐委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、34番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの厚南地区の議案、11番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

縄田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、11番は、許可します。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの西岐波地区の議案、105番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、105番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページの旧市地区の議案、106番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。

なお、転用目的が太陽光発電設備となっていますが、近隣住民8件および自治会長からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： 旧市地区協議会では、周辺の状況等を確認したところ問題なしとの結論は出たのですが、新たな申請要領が適用される最初の案件ですので、皆さんにご意見があれば伺いたいと思います。

議長： 事務局、その辺のところの周辺の確認を取っていただくようお願いしておったんですが、別段問題ないですか。

事務局： はい。太陽光の申請要領に沿った形で、隣接はもちろん、周辺の関係者について個別に説明を行い了承が得られているという内容の申請書類が提出されています。また、事務局が現地調査を行い、隣接所有者に事業者からの説明内容等を聴取したところ、申請書類と同様の説明を受けたとの確認は取れている状況でございます。以上です。

議長： わかりました。以前から太陽光発電というのはいろいろなトラブルがありましたが、自治会長や周辺住民の了承が得られているのであれば、問題は減ってくるのではないかと思います。

申請者には多少負担が増えてしまいますが、要領の実施については順調なスタートが切れたのではないかと考えております。

旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： それでは採決に入ります。旧市地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１０６番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は１５ページから２６ページの厚南地区の議案、１０７番から１１２番まで６件あります。６件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の６件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の６件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１０７番から１１２番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は２７ページの厚東地区の議案、１１３番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚東地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか。

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１１３番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は29ページの楠地区の議案、114番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、転用目的が太陽光発電設備となっていますが、近隣住民3人、自治会長、水利組合長からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、114番は、許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は31ページから42ページの議案、61番から66番までの6件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は43ページから55ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借及び所有による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりとなりますが、訂正表にありますとおり、不足しているページを追加して修正しています。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
厚南、二俣瀬、小野、船木、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長 : 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 : 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は56ページです。許可申請の取下の申出ではありますが、令和6年10月の総会において審議済であり、許可相当となっていることから報告するものです。
つづいて報告第2号、議案書は57ページ、58ページです。万倉地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
以上です。

議 長 : 貸借の解約ということですが、その後の耕作等について把握していますか。

事 務 局 : 現状では確認できていません。以上です。

議 長 : はい。できるだけその辺の所は、合意解約後どういう風になるのか補足的ですが、けれども確認しておいていただきたいと思います。
解約後の耕作者がいない場合は、耕作者を探さないといけなくなる可能性がありますので確認しておいてください。

事 務 局 : 承知しました。

議 長 : ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長 : すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、11月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:37)